

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長: 新屋敷 健
 email: take0shin@gmail.com
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>

- p.1 授業回数が増えれば賃上げは当然 p.2 関西学院大学で3年連続賃上げ
 p.2-3 太成学院大学が内定取り消しで全額補償
 p.3 姫路獨協大学で非常勤の大量減ゴマ・雇い止め
 p.3 奨学金返還問題と私学共済加入で国会議員陳情 p.4 冬期カンパのお願い

授業回数が増えれば賃上げは当然！！

2008年3月の中教審答申に基づき次年度から授業回数を増やす大学がある。関西の大手私学では関西大学で次年度から半期で13回から14回に、同志社大学で14回から15回に、それぞれ1回授業回数が増える。組合は、授業回数の増加は非常勤講師の労働強化であり、それに見合った賃上げを要求し交渉を続けている。

関西大学は10月10日の定期交渉で組合の要求に対し「非常勤講師の給与は回数制ではなく月給制だから授業回数の増加と給与は連動しない」「現行の給与は大学設置基準の半期15回授業を想定したものだから15回を超えるまでは賃上げしない」と回答した。これに対し組合は回数制ならば1回分が自動的に賃上げとなり組合が賃上げを要求する必要はない。非常勤講師は半期単位で契約しており半期の中で出講回数増による労働強化がおこなわれれば月給もそれに見合う賃上げは当然である。大学は半期15回を想定して支払っているというが、現実には今

年の大学の年間予定表では授業回数13回で統一されており15回を想定して支払っているという大学側の主張には無理があると追及した。

同志社大学も10月29日の定期交渉で大学側は「非常勤講師の給与は半期単位の契約であり、半期14回であろうが15回であろうが週何コマで月額を決めて支払っており回数が増えても賃上げはしない」と回答した。これに対し組合は、非常勤講師の給与は半期の請負契約に基づいて月給で支払われているものでなく、非常勤講師はパート労働者であって月給制で支払われていてもその基礎には時間給で計算されている、(文科省の経常費補助の計算も非常勤給与補助費は時給5100円を基礎にしている。)契約が月単位であろうが半期単位であろうが期間内の労働時間が増えればその分の賃上げは当然と主張した。これに対し大学側は回答しなかった。組合は両大学と12月末に再度交渉を持って強く賃上げを要求する。(文責・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻)月・木の午後 メール: sodan@hijokin.org(随時)

関西学院大学で3年連続賃上げ！！

11月9日に関西学院大学と定期交渉をおこなった。組合は非常勤講師給について若い非常勤のB、Cランクの給与は低いので関西大学、立命館大学、同志社大学と同様に現行のA、B、Cの3ランク制をAランクに一本化するよう要求した。しかし、大学側は、年齢給は必要とし一本化はできないと回答した。しかし、大学側はB、Cランクの賃上げを認めBランク 27,400 円を 27,600 円へ、Cランク 26,400 円を 26,600 円とそれぞれ 200 円賃上げすると回答した(なおAランクは据え置き。)部分的でわずかな賃上げだが、これで関西学院大学では3年連続賃上げしたことになる。

また政府が来年度から外国人の就労ビザ更新の際に健康保険証の提示を義務付けし

たことから、組合は一定コマ数以上を担当している非常勤講師の私学共済加入を要求した。大学側は専任との労働時間の比較で非常勤講師の労働時間は4分の3以下と考えられるので加入は認めないと回答した。組合は、大学は雇用主として社会保険についてもっと責任を持つべきと追及した。

また、不開講手当については、現行は出講した1ヶ月分だけの給与しか出していない。組合は立命館大学、同志社大学、龍谷大学と同様に最低セメスタ3ヶ月分不開講手当を出すよう要求した。関西大学でも3ヶ月への改正に前向きであると知らせると関西学院大でも不開講手当について引き上げることを検討すると回答した。

(文責・江尻)

太成学院大学が内定取り消しで全額補償

Aさんは秋学期が始まる直前の9月28日に大学から留守番電話で突然、内定していた非常勤講師職について取消し通告を受けた。

Aさんは昨年12月に太成学院大学が公募した非常勤講師職に応募し、秋学期からの「内定通知」を受け取った。Aさんは採用面接の際に、毎週1コマ固定の授業は時間の都合上無理なので、一部のコマについては隔週2コマ扱いにするなどの変則日程となる旨を伝え、大学からその了解を得ていた。その後今年2月頃に、大学は別の春学期科目についてもAさんに担当を依頼した。Aさんは、秋学期科目同様の変則日程でも問題な

いことを確認した上で、その科目を引き受けた。

しかし、4月に入ってもAさんには春学期の時間割や行事予定の詳細が知らされず、講義日程を決定できなかった。さらに大学側は事前に変則日程について学生や専任教員に説明をしておらず、開講後にAさんが変則日程について学生に知らせると学生のみならず専任教員からも非難の声があがり、授業運営にも悪影響が及んだ。その結果、前述のように秋学期科目の内定が取消された。

Aさんは組合に相談し、本人は大学が内定を取り消すなら金銭的補償を要求しようと考えている旨を伝えた。民法や労働契約法で

は有期雇用の場合、使用者側の都合による中途解約は残り期間の全額補償が原則であるので組合は、そのことをAさんに助言した。Aさんが大学と交渉した結果、秋学期分の給与全額が支払われることになった。

組合員のみなさん！！有期雇用労働者の場合、使用者側の都合での中途解約は法律では残りの給与の全額補償が原則です。
(文責・江尻)

姫路獨協大学で非常勤の大量減ゴマ・雇い止め！

姫路獨協大学は、この秋、多数の非常勤講師に減ゴマ・雇い止めを通告した。人件費削減という理由である。聞くところによれば、専任教員の早期退職をすすめることでこの危機を乗り越えようという方針であったが、非常勤講師の大量減ゴマ・雇い止めの方針転換したらしい。その結果、今後2年間で150コマの非常勤担当分を削減する予定という。その一人として、組合員Aさんにも雇い止め通告が来た。そこで団体交渉を行うことになった。

非常勤講師は調整弁ではない。非常勤講師がいなければ大学の授業は成り立たないし、非常勤講師がいればこそ、大学のカリキュラムも多様になり学生のニーズに応えられるものにできる。専任教員だけで大学が成り立つなら、やってみろ、と言いたい。使うだけ使って、あとは紙切れ一枚でポイ捨てる大学は許せない。

皆さんのご支援をお願いします。

(文責・内藤)

奨学金返還問題と私学共済加入で国会議員陳情

11月5日に関西圏大学非常勤講師組合、首都圏大学非常勤講師組合、東海圏大学非常勤講師組合の3組合は合同で現在深刻化している奨学金の返還問題と非常勤講師の私学共済への加入を訴えるために国会議員に陳情をおこなった。陳情先の議員は衆議院の文部科学委員の共産党の宮本岳志議員と厚生労働委員の民主党の園田やすひろ議員の2人であった。

宮本議員は大学非常勤講師問題で質問趣意書を出した前職の石井郁子議員から話を

聞いており、奨学金返還問題や私学共済問題について国会で質問あるいは文科省交渉で紹介議員になってもよいとの回答があった。

園田議員は今回初当選だが、それまで多くの大学で非常勤講師をしており非常勤講師の実情についてはよく知っていた。ただ国会で具体的に質問したり、紹介議員になることについては当選したばかりで民主党の事情もあって少し待ってくださいとの回答であった。
(文責・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月・木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

冬期カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく6年目を迎えようとしています。記事にもありますように学生数が減少するなか各大学は経営が厳しいとの理由で非常勤講師の雇い止め、減ゴマが相次いでいます。そのために今年度も争議も続出しています。今後、組合活動をさらに強化していくためには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。(振替口座は 00950-2-203528)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/>の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名		氏名のフリガナ	
住所()			
Tel		Fax	Email
専門分野		担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)			
組合費: 10000 円/年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)			
賛助会費: 1口 1000 円/年 (3口以上の協力をお願いします)			

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月・木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)